

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和3年6月29日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人は視覚障害者なので、ヘルパーさんが見つからず、生活・就職活動ができないので、本件処分は違法・不当である。

また、局長通知（後記第6・1・(3)）に基づく処分庁の判断・決定は、約60年前の法律に基づくもので、現今の福祉行政や福祉サービスとは大きく隔たりがあり、その差異は十分に考慮され、判断に加味されてしかるべきと考える。生活・就業についても、想定外のコロナ禍の影響もあり、思うに任せない。今後、自立した生活をする事、社会人としての就労のためにも、転居費用の支給につ

いて、再度の検討をお願いしたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月26日	諮問
令和4年 1月31日	審議（第63回第1部会）
令和4年 2月28日	審議（第64回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・種類

法1条は、この法律は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとしている。

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。

(2) 住宅扶助

法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持す

ることのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

(3) 転居に際しての敷金等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カは、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、同・オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとしている。

そして、上記「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30・答は、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものであるとした上で、18項目を挙げている（別紙）。

(4) 保護の変更に係る申請に対する決定・通知

法24条9項により準用される法24条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(5) 局長通知及び課長通知の位置づけ

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、被保護者の転居に際する敷金等については、課長通知第7・問30・答に列挙されている18項目（別

紙)のいずれかに該当する場合に限られるところ(1・(3))、請求人が申請理由として挙げた「他の自治体で障害福祉サービスを受けるため」の転居の場合は、いずれの項目にも該当しない。その他該当の可否を検討し得る項目としては、「12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」及び「16 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合。または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合」が考えられるが、前者については、設備構造が居住に適さない場合に限定されており、後者についても、扶養義務者の日常的介護を受ける必要がある場合であるため、請求人がそのいずれかに該当するとの客観的事実は認められない。また、その他の項目については、いずれも該当しないのは明らかである。

以上から、処分庁が、本件申請が敷金等の支給要件に該当しないとして本件申請を却下したこと(本件処分)に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。しかし、本件処分が法令等の定めにもとづき行われたことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人が主張するように、本件処分の判断の基となる局長通知が約60年前に決定されたものだとしても、当該通知は、現在も有効なものとして、処分庁が判断を行う際の処理基準であることに変わりはないから、そのことをもって、本件処分の適法性及び妥当性が否定されるものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）